

家庭用ガス温水床暖房契約

<<ゆかだん料金>>

(選択約款)

令和8年2月1日

桜井ガス株式会社

	目 次	
1. 目 的	2
2. 選択約款の変更	2
3. 用語の定義	2
4. 適用条件	2
5. 契約の成立	2
6. 使用量の算定	3
7. 料 金	3
8. 単位料金の調整	4
9. 割引制度について	5
10. 精算について	5
11. 設置確認について	5
12. その他	6
 付 則		
この選択約款の実施期日 (別 表)	6
1. 早収料金の算定方法	7
2. 料 金 表	8

1. 目的

この選択約款は、家庭用ガス温水床暖房システムの普及を通じ、当社の供給施設の効率的な使用またはその他の効率的な事業運営に資することを目的といたします。

2. 選択約款の変更

- (1) 当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によるものとし、(3) 及び(4)のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1) に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付及び契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、(4) に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明及び契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- (4) この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

3. 用語の定義

- (1) 「家庭用ガス温水床暖房システム」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により、床下に配置した配管に温水を供給して暖房を行うシステムをいいます。（温風暖房を除く）
- (2) 「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」（以下「浴乾」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、複数の放熱器を接続する機能を有する熱源機により温水を供給して、浴室で暖房乾燥を行うシステムのことをいいます。
- (3) 「ミスト発生器」とは、エネルギー源としてガスを使用する熱源機から供給される温水を浴室で噴霧する機器であって、浴室の壁または天井に固定されているものをいいます。
- (4) 「ガスコンロ」とは、エネルギー源としてガスを使用する、鍋、フライパンなどの炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱ができるものをいいます。
- (5) 「専用住宅」とは、居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事業所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいい、「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の用に供されている部分とが結合している住宅をいいます。
- (6) 「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

- (7) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (8) 「単位料金」とは、8に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1) 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されるお客様で、この選択約款を希望される場合に適用いたします。
- ① 専用住宅で使用する場合。
 - ② 併用住宅で業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスマーテーが設置されている場合。
- (2) 本契約の適用開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の一般ガス供給約款16(1)に定める定例検針日まで(以下「最低利用期間」といいます。)、契約を継続する場合。

5. 契約の成立

- (1) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾したときに成立いたします。
- (2) 申し込みの際は、所定の申込書により申し込んでいただきます。
- (3) 適用開始日は次のとおりといたします。
- ① 新たにガスの使用を開始した場合は、ガスの使用開始の日といたします。
 - ② 契約種別を変更した場合は、契約種別の変更の申し込みを承諾した日以降の定例検針日の翌日といたします。
- (4) 解約日は次のとおりといたします。
- ① 一般ガス供給約款10における解約日の取り扱いと同様といたします。
 - ② 適用条件を満たさなくなったことにより解約となる場合の解約日は、適用条件を満たさなくなった日といたします。
- (5) 当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その最低利用期間経過前に解約または一般ガス供給約款に定める料金へ変更されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日または契約種別の変更の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のため一時不使用による場合はこの限りではありません。((6)において同じ)。
- (6) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、最低利用期間経過前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (7) 当社は、お客様が当社とこの選択約款または当社との他の契約(すでに消滅しているものも含みます。)の料金をそれぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。
- (8) お客様は、同一需要場所でこの選択約款と当社の他の契約とを重複して契約することはできません。

6. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスマーターの読みによりその料金算定期間の使用量を算定いたします。

7. 料金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して次項の早収期間内に支払いが行われる場合の料金（以下「早収料金」といいます。）を算定いたします。
- (2) 当社は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます。）を、早収料金適用期間経過後に支払が行われる場合には、早収料金を3%割増したもの（以下「遅収料金」といいます。消費税等相当額を含みます。）を料金として支払っていただきます。
- なお、早収料金適用期間の最終日が一般ガス供給約款に定める休日（以下「休日」といいます。）の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。
- (3) 料金適用開始日は契約成立後の初回定例検針日の翌日とし、初回定例検針日までの期間については一般ガス供給約款の料金表に基づき料金を算定いたします。ただし、当社の他の選択約款にもとづく契約の解消と同時にこの選択約款を適用する場合は、当該他の選択約款の料金表にもとづき料金を算定いたします。

8. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算出した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお調整料金の適用基準は、別表、1(2)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
$$= \text{基準単位料金} + 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$
- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき
調整単位料金（1立方メートル当たり）
$$= \text{基準単位料金} - 0.081 \text{円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考) 上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)に規定する基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格（トン当たり）

56,250円

- ② 平均原料価格（トン当たり）

別表1.(2)に定められた各3か月間における貿易統計の数量および価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）およびトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位とします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算式)

$$\begin{aligned}
 \text{平均原料価格} &= \text{トン当たり LNG 平均価格} \times 0.9673 \\
 &\quad + \text{トン当たり LPG 平均価格} \times 0.0358
 \end{aligned}$$

(備 考)

トン当たり LNG 平均価格およびトン当たり LPG 平均価格は、当社の本社に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

9. 割引制度について

(1) この選択約款を適用されているお客様で、①浴乾、②ガスコンロ、③ミスト発生器を所有し、季節に応じ日常的にご利用のお客様に対しては、次の所有の組み合わせによって(1)に定める早取料金から 1 か月につき以下に定める割引額を差し引いたものを早取料金といたします。ただし、料金算定期間の使用量が 0 m³ の場合は割引の適用を行いません。

[割引額]

イ ミスト割引 (①、②、③のすべてを所有の場合)

$$\text{割引額} = 7(1) \text{ に定める早取料金} \times 10\% \text{ (円未満切上げ)}$$

ロ 浴乾割引 (①、②のみを所有の場合)

$$\text{割引額} = 7(1) \text{ に定める早取料金} \times 7\% \text{ (円未満切上げ)}$$

ハ コンロ割引 (②のみを所有の場合)

$$\text{割引額} = 7(1) \text{ に定める早取料金} \times 3\% \text{ (円未満切上げ)}$$

(2) 割引上限額は 1 契約 1 か月につき、2,200 円（消費税等相当額を含みます。）といたします。割引額が 2,200 円を上回る場合は、2,200 円といたします。

(3) 割引制度の適用を希望されるお客様は、当社にお申し込みいただきます。

10. 精算について

4 または 9 の条件を満たさないでガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって一般ガス供給約款に定める遅取料金と既に料金としてお支払いいただいた金額との差額を精算させていただきます。

11. 設置確認について

(1) 当社は床暖房・浴乾・ガスコンロ・ミスト発生器が設置・使用されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款にもとづく契約を解約し解約日以降一般契約を適用いたします。

(2) 床暖房・浴乾・ガスコンロ・ミスト発生器を取り外した場合は、ただちにその旨を

当社へ連絡していただきます。なお、床暖房を取り外した場合は、この選択約款にもとづく契約を解約したものとみなし解約日以降一般契約を適用いたします。

12. その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。

付 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、令和8年2月1日から実施いたします。

2. 「「強い経済」を実現する総合経済対策」に係る特別措置

(1) 2025年11月21日に閣議決定された「「強い経済」を実現する総合経済対策」に基づき、2026年1月検針日の翌日から2026年3月の検針日までにおいては、年間契約量が1000万立方メートル未満のお客さまの本供給約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、8. 単位料金の調整によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から18円（1立方メートル当たり）、2026年3月検針日の翌日から2026年4月の検針日までにおいては、年間契約量が1000万立方メートル未満のお客さまの本供給約款に定める調整単位料金（1立方メートル当たり）は、8. 単位料金の調整によって算定される調整単位料金（1立方メートル当たり）から6円（1立方メートル当たり）を引き下げたものとします。

(2) (1) は総合経済対策が終了されるとともに、その効力を失うものとします。

(別表)

1 早収料金の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金または8の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日(うるう年は2月29日)に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

2 料金表

(1) 適用区分

料金表A 夏期のご使用量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 夏期のご使用量が 25 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

料金表C 冬期のご使用量が 0 立方メートルから 25 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 冬期のご使用量が 25 立方メートルをこえ 50 立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 冬期のご使用量が 50 立方メートルをこえる場合に適用いたします。

なお、「夏期」とは、4月検針分から11月検針分までをいい、「冬期」とは、12月検針分から3月検針分までをいいます。

(2) 料金表

①料金表A

イ) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	982.30円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	165.41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

②料金表B

イ) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	2,315.24円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	112.11円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

③料金表C

イ) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	982.30円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	----------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	165.41円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

④料金表D

イ) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	1, 372. 38円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	149. 83円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。

⑤料金表E

イ) 基本料金

1か月およびガスマーター1個につき	3, 153. 33円 (消費税等相当額を含みます。)
-------------------	--------------------------------

ロ) 基準単位料金

1立方メートルにつき	114. 21円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

ハ) 調整単位料金

ロ) の基準単位料金をもとに8の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金とします。